

令和 4 年 第 11 回

雫石町農業委員会総会  
会 議 録

令和 4 年 11 月 22 日 開催

雫石町農業委員会

## 令和4年第11回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年11月22日(火) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町総合福祉センター 大会議室

3 出席した委員

農業委員

1番 岡森 喜与一

2番 山本 長栄

3番 松ノ木 睦男

4番 新田 善男

5番 舩澤 誠一

7番 堂屋 剛

8番 木村 正美

10番 八丁野 よし子

11番 坂下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫石 藤村 博志

雫石 福崎 公博

雫石 徳田 雅博

御所 米澤 晃

御所 川口 英敏

御所 細川 健一

西山 高橋 浩之

西山 柿木 一明

西山 山田 裕明

西山 松本 光正

御明神 伊藤 庄一

御明神 南野 久晃

御明神 木村 久雄

御明神 砂壁 純也

4 欠席した委員

農業委員 6番 細川 仁、9番 山崎 忍

推進委員 御所 吉田 光彦、御明神 夷森 和人

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第3号 農地の現状変更に関する届出について

報告第4号 農地の使用貸借契約変更に関する届出について

議案第1号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第3号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上村 光俊、係長 高橋 恵、主任 四ツ家 広衣

開会時間 午後2時00分

議 長

只今から令和4年第11回雫石町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席議員は農業委員9名、推進委員14名、計23名です。  
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達して  
おりますので本総会は成立いたします。  
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

上村局長

(資料に基づき説明)

議 長

事務局より報告がありました、確認したい事などはございませんか。  
  
(なし)

議 長

なければ会務報告を終わります。  
それでは、本日の議事に入ります。  
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の  
規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会議録署名人には11番、坂下千枝子委員、2番、山  
本長栄委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名いたします。  
次に報告第1号～第4号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋係長

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、表のとおり  
3件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届け出について、表の  
とおり3件提出がありました。解約の理由ですが、1番、2番は非農地  
証明願いを提出するため、このあと、議案第3号の非農地判断でご審  
議頂きます。3番は、第3者へ賃貸借するため、賃貸借契約が解約され  
たもので、関連する案件をこのあと議案第1号の農用地利用集積計画で  
ご審議いただきます。

報告第3号、農地の現状変更に関する届け出について、表のとおり1  
件提出がありました。

《番号1 朗読》

現地を確認したところ申請地は田んぼが複数畦畔で区切られているこ  
とを確認しております。今回の計画では、2枚の大きな田んぼを整備す  
る計画であり、周辺農地や道路への影響は無いと考えます。

報告第4号 農地の使用貸借契約変更に関する届出について、表のと  
おり1件提出があり、こちらは、農業者年金を継続して受給するため使

用貸借期間を延長するものです。他の農地の使用貸借契約と終期を合わせるため期間は4年5カ月としております。

議長 事務局から報告がありました。これに質問などございませんか。

8番 木村委員 報告第3号の現状変更ですが、図面のどの部分の畦畔を除去するのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

四ツ家主任 137-1は、黒で囲っている中の中央に畦畔が1本あって区切られており、図面では1筆ですが、その畦畔を除去し1枚の田にします。171と172-1にもそれぞれ同じように畦畔が3本と4本あり、それらをすべて除去し大きな田にする計画です。

8番 木村委員 171と172-1は両方で1枚の大きな田にするのではなく、それぞれの畦畔を取るということでしょうか。

四ツ家主任 171と172-1は境の畦畔も除去し、1枚の大きな田にする計画です。ですので、137-1が1枚、171と172-1で1枚、計2枚の田となります。

8番 木村委員 資料では171と172-1の間に175という地番があるのですが、これは道路ですか。境の畦畔を取るという事は、道路を削ってしまう事になるのではないのでしょうか。それであれば175も届出が必要になるのではないのでしょうか。

四ツ家主任 図面を確認したところ、175は171と172-1の間のほかにもまたがっていました。現地調査で確認した時は畦畔でしたので、道路ではありませんでしたが、再度確認いたします。

8番 木村委員 そうしますと、175の扱いはどうなりますか。

四ツ家主任 申請書類を改めて確認したところ、171と172-1は、それぞれで1枚の田とする計画でした。ですので、137-1と合わせて3枚の大きな田を作る計画となっていましたので、最初の回答は訂正させていただきます。175については道路かどうか確認し、後ほど回答させていただきます。

議長 他にございませんか。

(なし)

議長 なければ報告第1号～第4号を終わります。  
次に、議案第1号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを

議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

議案第1号について説明いたします。始めに、売買による所有権移転について説明いたします。

《番号1 議案朗読》

次に、利用権設定について説明いたします。

《番号1～7 議案朗読》

案件は全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

議案第2号について説明いたします。

《番号1 議案朗読》

申請者は農地法の手続きが必要なことを知らなかったとのことであり、現地確認書に記載のとおり、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することは困難であると認められることから、非農地として証明することは問題ないと考えます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を10番、八丁野委員にお願いいたします。

10番 八丁野委員

11月16日、私、細川委員、米澤推進委員、柿木推進委員、木村推進委員の6班5名と事務局で現地を確認して来ました。

それでは番号1についてご報告いたします。申請地を確認しましたが、事務局からの説明のとおり状況であり、現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断して来ました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第3号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長 議案第3号について説明いたします。本案につきましては、本年の6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査及び7月21日に行った農地有効利用検討会において、図面や写真等を再確認し「非農地」として判定した農地の所有者等に対し、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を10月19日付けで発送し、所有者等から「非農地証明願」が提出された農地について、今回、非農地判断の可否をご審議いただくものです。利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、土地の登記地目と筆数、所有者名をご説明いたします。

《番号1～53 議案朗読》

以上、53件、計88筆について、農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり状況であり、利用状況調査班により非農地と判定しております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第3号は原案のとおり決定しました。  
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時35分

以上が令和4年11月22日、雫石町総合福祉センター大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 4 年 11 月 22 日 開催

議 長 会 長

---

議事録署名人 11 番

---

2 番

---